

ヤミ市を起源とする商業空間の 形成過程に関する研究 ～新天地・中央味食街を対象として～

辻 稜平¹・山田 圭二郎²

¹非会員 東急建設株式会社 大阪支店建築部 (〒531-0072 大阪府大阪市北区豊崎3-19-3,
E-mail: ryoryo1785@yahoo.co.jp)

²正会員 金沢工業大学准教授 環境・建築学部 (〒921-8501 石川県野々市市扇が丘7-1,
E-mail: keijirou.yamada@neptune.kanazawa-it.ac.jp)

本研究は、戦後のヤミ市の移転により形成された金沢市の新天地・中央味食街を対象として、史資料調査により当該地域の変遷に関する情報を時系列的に整理した上で、金沢市住宅詳細図や住宅明細地図、空中写真等の空間情報を基に当該地域の空間的変遷を把握した。また、土地・建物の登記情報を基に、土地割とその所有・管理主体の変遷を把握した。さらに、当時の地方新聞から対象地や金沢市のヤミ市に対する市民の反応を調査・把握した。その結果、対象地が、個人、民間、行政、共有等による複合的な土地割と所有関係によって運営されるに至る過程を明らかにするとともに、2つの対象地はそれぞれ異なる経緯で、異なる運営形態により現在もその姿を残していることがわかった。

キーワード: ヤミ市, 商業空間, 形成過程, 金沢市, 新天地・中央味食街

1. はじめに

(1) 研究の背景

近年、都市計画は都市部に見られる大型ショッピングモール・商業ビルを中心とした整然とした空間や中庭空間・ポケットパークなどを設置した自然に囲まれた空間をよしとしている風潮がある。しかし、こうした社会の動きの中で呑み屋街や色街といった所謂都市の裏の部分に当たる空間は未だに人々が集まり生き続けている。

それは単に人間の本能を刺激する空間が存在するからであると言って解決してしまう話ではない。こうした空間の中には何か特殊な要素が含まれている。小林は先ず、表通りをパブリックな世界、裏通りをプライベートな世界と置いた上で次のように述べている。「路地には、人と人が触れ合い、肩書きを外し、肩肘を張らずに語り合える素顔の世界がある。外に向かって、一見閉鎖された社会をつくり出している分、そのなかにはコミュニティが成立しているともいえる」¹⁾。先に述べた裏路地に含まれる特殊な要素とは、このように自分を解放することができるコミュニティを形成している点である。多くの規則や配慮の中で生活を送る人々にとって家のような、ある程度の自由が許される空間は魅力的に映るのである。

入り組んだ路や看板によって照らされた街並み、店同士が密接し、その店の中でも人々が密接して食事を楽しむ様子にどこか懐かしさやある種の風情を感じるのである。

この人々の緊張から解放されたいという欲求を、満たす要素を含んだ空間であることが、裏路地空間が消滅をし

ない大きな要因であるといえる。

(2) 研究の目的

1-1 で述べたように裏路地は人々にとって必要不可欠な空間である。つまり路地裏の研究は都市におけるコミュニティの在り方について考える際に重要な手掛かりになるといえる。

現在日本に存在する裏路地や横丁などのほとんどのルーツが、ヤミ市と呼ばれる戦後に出現した露店である。そのため、裏路地の研究を行っていく上でヤミ市は重要な要素になる。

また日本が戦後 70 年を迎えたことによりヤミ市の歴史的価値が見直されているが、多くが東京や横浜のヤミ市を取り上げたものになっており、金沢のヤミ市に関するデータは非常に数が少ない。

以上のヤミ市の研究の重要性と金沢におけるヤミ市の現状から本研究では金沢に存在するヤミ市を起源とした商業空間の形成過程を調査・解明し金沢におけるヤミ市の理解を深める重要なデータを作成することを目的として研究を行う。

2. 研究方法

(1) 調査方法

調査方法として、書籍やヒアリング調査などの現存する情報から概要を捉える手法、金沢市住宅詳細図や住宅明細地図、米軍空中写真から空間的変遷を調査する手法、土地・建物の登記情報から所有者・管理者を調査する手

法、当時の地方新聞から対象地や金沢におけるヤミ市に対する市民の反応を調査する手法を採用する。以上の4つ手法から形成過程・変遷を明らかにする。

(2) 調査対象地

研究対象地として石川県金沢市片町2丁目にある新天地・中央味食街を選定した(図-1)。この地域は旧町名の裏古寺町に該当する場所である(青枠内が調査対象地)。



図-1 調査対象地を含む周辺地図

表-1 対象地およびヤミ市に関する年表

1945年	11月	彦三大通り・昭和通りで露店商が出現
		GHQが生鮮食品の価格統制撤廃命令
1946年	8月	内務省が各府県に悪質ヤミ市の閉鎖命令を発令
	10月	石川県で露店営業取締規則を公布
1947年		浅野川ベリの並木町に露店が出現
	2月	経済復興会議が発足
	4月	政府が物価統制令を改正
	7月	石川県の主要警察署で経済監視官を配属
1948年	1月	占領軍の視察班が近江町・昭和市場へ視察
	4月	金沢市警察が市内に検問所を設置
	5月	石川県でヤミ撲滅強調週間を実施
	8月	マッカーサー司令官が禁制品に関する回章を発表
1949年		GHQの方針で露店撤去令
	2月	金沢市公安委員会が彦三・昭和・並木町・露店街に立ち退き要求
	6月	政府から石川県に露店商組合の解散指令を通達
	10月	彦三・昭和市場が道路交通取締法により撤去
1950年	5月	新天地に兼六商業協同組合発足
	6月	並木町からバラック建の商店街50軒が撤去
1952年	5月	新天地商交会へ名称変更
1953年	5月	新天地商業組合へ名称変更
1958年	11月	現中央味食街の土地を大丸商事が購入
1963年	7月	新天地商店街振興組合へ変更
1967年		中央味食街が形成
2013年		中央味食街に属す建築物の登記開始

3. 結果と考察

(1) ヤミ市の形成過程の整理

調査で得られたデータを以下のような年表にまとめ、形成過程を時系列に整理した(表-1)。

尚、本研究では年表作成に際して金沢市史編さん委員会が編集を行った金沢市史²⁾に記載されている事項を優先的に採用し実施した。金沢のヤミ市は1945(昭和20)年から彦三・昭和大通りに出現した。彦三大通りは武蔵ヶ辻から浅野川に続く通りで、付近に近江町市場があった。物資の流通も多く、賑わっていたことがヤミ市を出現させた原因であると考えられる。昭和大通りは金沢駅前へ続く通りで、このヤミ市は他地域でも見られる駅前へ広がるものであった。

1946(昭和21)年には悪質なヤミ市業者に対し、国や県が取り締まりを行うようになった。石川県でも同年10月に露店商に対し、その営業を取り締まる規則を設けることで、無秩序に増え続けるヤミ市をコントロールしようとする動きが見られる。

1947(昭和22)年には前年のヤミ市を牽制しようとする流れの中、現在の新天地商店街のルーツとなる並木町の浅野川べりにヤミ市が出現した。また国で経済復興会議や経済監視官など戦後の経済の再建および統制を図る組織が発足した。どちらもヤミ市の根絶・抑制を目的としている。

1948(昭和23)年にはヤミ市の取り締まりが本格的になってきており、石川県ではヤミ撲滅強調週間と呼ばれる運動が5月21日から月末までの期間に実施された。

1949(昭和24)年にはGHQの露店撤去令や金沢公安委員会の要求を受けて、彦三大通り・昭和大通りで営業を行っていた露店が移設、撤去された。さらに石川県が国から露店商組合の解散を通達されるなどヤミ市は、急速に表舞台から姿を消していった。

1950(昭和25)年に他の露店街に遅れて並木町のヤミ市も撤去され、行き場の失った業者の多くは大和裏に形成された新天地商店街へと場所を移っていった。これが現在も残る新天地商店街の起源である。

新天地商店街が誕生した17年後の1967(昭和42)年に中央味食街が登場した。中央味食街は公式ホームページ³⁾および経営者の話によれば元々は屋台として個々が活動していたものが1つに集まり建物として改築されたものであるとされている。

(2) 対象地の空間的変遷

空間的変遷を捉えるために本研究では金沢市住宅詳細図および、米軍航空写真を採用した。1956(昭和31)年度の金沢市住宅詳細図から年代を追って変遷を捉えた。



図-2 『金沢市住宅明細地図』(1956(昭和31)年)



図-3 『金沢市住宅詳細図』(1968(昭和41)年)

1956(昭和31)年から、現在の新天地商店街に近いまち並みを形成していることがわかる。しかし、この時点では新天地を通る道路は1つであることから道が枝分かれしたことが明らかになった(図-2)。

中央味食街はこの時期には形成はされておらず、旅館や住宅が建っていたことが見て取れる(図2)。

中央味食街が誕生した翌年の1968(昭和43)年の地図を見ると、新天地商店街を突き当たった場所にあった旅館や住宅が小さな店舗に変わり、立ち並んでいることがわかる(図-3)。

新天地商店街に関しては、組合の名称も現在と同じ新天地商店街振興組合に変更されており、道も現在の姿と相違がなくなっていることから、この時点で商店街として完成していたと推測できる(図-3)。

現在は新天地商店街には火災対策のため、木倉町広場と連結した道路が形成されており以前の袋小路状の商店街ではなくなっている(図-1)。

各年代の地図を見ていると戦後、近代化政策に伴って大きく変貌を遂げていった片町商店街に比べ、その裏通りに位置する本研究の対象地は大きく形を変えることなく継承されてきていることが明らかになった。また、新天地商店街・中央味食街が形成される以前は住宅街として機能していたことが明らかになった。

次に米軍及び、国土地理院による空中写真を以下に示し、まちの形成過程を捉えていく(丸内が調査対象地)。



図-4 1946(昭和21)年 米軍空中写真(USA-M323-A-6-93)



図-5 1952(昭和27)年米軍空中写真(USA-M199-67)



図-6 1962(昭和37)年国土地理院空中写真(MCB625-C8-12)



図-7 1973(昭和48)年国土地理院空中写真(MCB734-C8-11)

先に住宅詳細図及び、住宅明細地図から読み取れたように以上の写真からも新天地商店街が当初は1本道の路地に沿って形成されていたことがわかる(図-5)。その後現在のように途中で道が分岐するまち並みに変遷していった(図-6)。

中央味食街は、1973(昭和48)年代の写真で数件の建物で構成されていることが確認できる(図-7)。

(3) 対象地の所有関係の変遷

本研究では法務局で手に入る公図及び、登記事項より対象地の土地割・所有の変遷を明らかにする。

以下の図は対象地の土地割の変遷と所有関係を示したものである。尚、過去の公図は新天地商店街が形成される1950(昭和25)年以前のもので推定される。

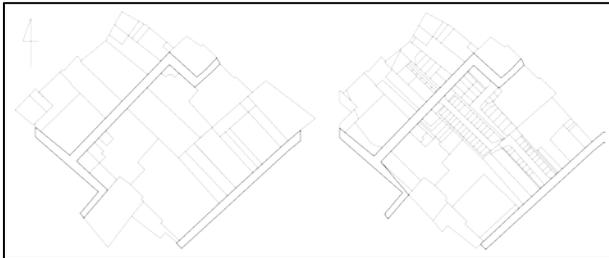


図-8 土地割の変遷(左から1950(昭和25)年以前, 2016(平成28)年)

土地割の変遷を見ると、新天地商店街が形成される以前は、広い土地があったことがわかる。新天地商店街はこの地域の土地を細分化して、個々に売り出していったことが明らかになった(図-8)。

新天地商店街の所有者の大多数が個人であるが、商店街に祀られている地藏尊や共有の裏口があった土地は、複数人で共有して所有している(図-8右)。

中央味食街は過去の土地割と比較をしても、変遷は見られなかった。これは、中央味食街は1つの企業が総括して運営を行っているため、土地や建物の所有が分かれていないことが起因している。

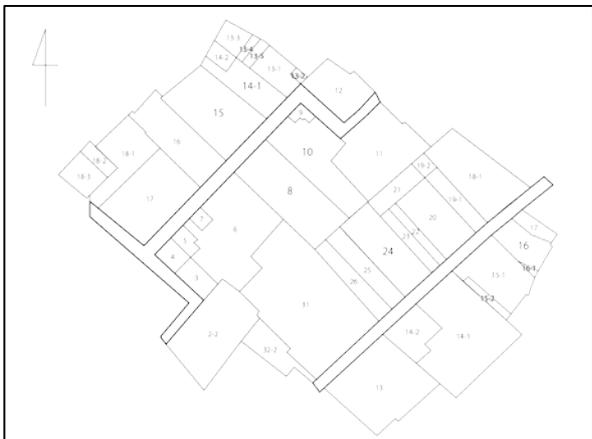


図-9 1950(昭和25)年以前 対象地の土地割と土地番号

新天地商店街の存在が確認できないため、少なくとも

商店街が誕生した1950(昭和25)年以前の公図であると考えられる。また、2017(平成29)年の時点において新天地商店街が位置している場所は土地8, 9, 10, 15, 24の部分にあたり、中央味食街が位置している場所は14-1の部分にあたる、そして3-2で明らかにしているが、新天地商店街が形成された当初の場所は、土地8, 24にあたる。さらに土地番号16には神社と記載されており、当時古寺町通り沿いには神社があったことがわかった(図-9)。

土地台帳から、土地8は明治から個人が所有してきたことがわかる。そして1950(昭和25)年4月1日に、新天地商店街設立事業の責任者であった石川県議員の上久保氏(彼は当時金沢においてヤクザの2大勢力であった中沢組の元3代目頭首であった)によってこの土地が買い取られていることがわかった。

土地10も同様に土地台帳によって、明治から1959(昭和34)年まで個人が所有してきたことがわかった。その後、この土地は1960(昭和35)年6月4日に株式会社紫苑により買い取られ、同年12月15日に金沢市に寄附されていることがわかった。

土地24に関しては、土地8と同様に上久保氏が所有していたと記載があるが、いつ頃から所有していたのか、それ以前の所有者についての記載はなかった。

また、土地8, 24は1950(昭和25)年4月8日に分筆していることがわかった。このことから新天地商店街は1950(昭和25)年4月8日から土地8, 24の場所で、形成され始めたことがわかった。

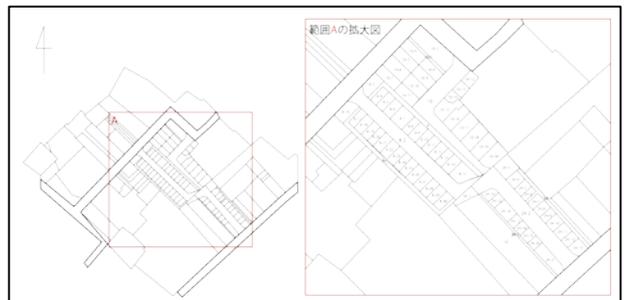


図-10 1960(昭和35)年9月26日から1961(昭和36)年 対象地の土地割と土地番号

前述したように図-9における土地10は1960(昭和35)年9月26日に分筆をされ、20の土地に分かれている。そして、分筆された土地の1つである土地10-15は1961(昭和36)年9月28日に10-21, 10-15に分筆されているが、ここからは確認することができない(図-10)。よってこの公図が作成された時期は1960(昭和35)年9月26日~1961(昭和36)年の期間であると推測できる。

土地台帳によると図-9における土地10が1960(昭和35)年9月26日に分筆されたと記載がある。分筆されてからは、道は現在の新天地商店街に近い姿へなっていったことが見て取れる(図-10)。

土地 8, 24 は 1950(昭和 25)年時点での分筆は道路のためであり、この時に土地 8-2, 24-2 が形成された。この後、土地 8-2, 24-2 が同年 4 月 18 日に建設省によって買収されている。

そして 1957(昭和 32)年 1 月 16 日に建物にあたる部分が分筆によって細分化され、個人に土地が売られるようになっていった。このことから 1950(昭和 25)年から 1957(昭和 32)年の期間、商店街の店舗は長屋のように 1 つに連結した形式であったことがわかった。

土地 8, 8-1, 24, 24-1 のような細い土地は長屋式店舗の共有裏口であり、これらの土地は各店舗の所有者が共有して所有している。土地 35-1 は地藏尊が奉られている場所であり、ここもまた複数人で所有している(木倉町商店街の方の話によると町会の幹部である 11 人の方が共有で所有したとのことである)。

また上久保氏の所有地であったこれらの土地は 1954(昭和 29)年 2 月 5 日には新天地商業協同組合へと所有が移り変わっている。

中央味食街にあたる土地に関しては 1957(昭和 33)年 11 月 1 日に大丸商事という法人団体が購入していることがわかった。

以上のことより、形成の 2 ヶ月前に個人から商店街設立責任者であった上久保氏へと変わり、建物と道路とで土地が分かれた後、街路にあたる部分は建設省が所有し、そしてその 4 年後に建物の所有者は上久保氏から新天地商業協同組合へとなったことがわかった。それから 3 年後に長屋形式であった店舗は土地も分筆され、細分化した後、個人に売られていき、そのまた 3 年後に土地 10 が株式会社紫苑によって買い取られ、3 ヶ月後に分筆され街路にあたる部分が金沢市に寄附、建物にあたる部分は個人に売られていったことが明らかになった。新天地商店街における土地の所有者の変遷には国や市、公務員などの公的権力と元露天業者・市民などの民間団体が関わっていることがわかった。また新天地商店街振興組合の方の話によると、形成にはヤクザと呼ばれた財力のあった人々も関わっていたということである。つまり、新天地商店街形成は大きく分けて 3 つの勢力が複雑に絡みあって進行していたといえる。

これまで 3-3 では新天地商店街が形成される前後、成長していった時期の土地割や所有関係から変遷や組織構造を捉えていった。次に、現在の新天地商店街の土地割や所有関係を明らかにし、形成当初との比較を行う。

現在の対象地の土地割と所有関係を公図及び登記情報から明らかにした。土地所有者の分類は個人名義での登記、企業などの法人団体での登記、親族以外の人と土地を共有している登記、国や市などの行政での登記の 4 パターンを色で分け実施した(図-11)。



図-11 公図による土地割と所有関係 2016(平成 28)年

対象地の街路は建設省と金沢市が所有していることがわかり、各街路が形成されてから所有者の変遷がなかったことが明らかになった。街路と同様に共有土地に関しても長屋式店舗が分節され、独立した建物になってからも名義変更といった変遷はあるが、未だに複数人が共有して管理を行っていることがわかった。中央味食街にあたる土地は、前述した大丸商事という不動産会社が 1957(昭和 33)年に購入している。現在、この企業はグローバル・パートナーズ株式会社のグループ会社となったが今も管理を行っている。

現在、新天地商店街の土地を所有している土地所有者の割合は個人が 66%、法人が 11%、行政が 16%、共有が 7%であった。また、新天地商店街の店舗における割合は個人が 79%、法人が 13%、共有が 8%(店舗の所有者比は約 10:2:1)となっている。中央味食街に関しては全体の土地数が少ないため、割合の抽出を行っていない。このことから、新天地商店街の店舗は一部法人が介入しているが、大多数が個人で管理しており、まち並みだけでなく地域のコミュニティも形骸化せずに当時の形を継承していることがわかった。

(4) 市民から見た対象地

本研究ではヤミ市及び、それに属していた対象地が市民にとってどのような存在であったのかを明らかにするべく、北国毎日新聞の調査を実施した。

新聞記事に関しては今回、ヤミ市の流れ及び、対象地が形成された時点での行政や市民の反応を明らかにする目的があったため、ヤミ市が誕生してから消滅した 1945(昭和 20)年から 1950(昭和 25)年の期間に絞って調査を行なった。



図-12 1945(昭和 20)年 11 月 23 日北国毎日新聞記事

本県では戦後から数ヶ月経った11月ごろからヤミ市と呼ばれる露店商が現れるようになった(図-12). 記事内で、当時のヤミ市で商売をしていた人々は以下のように語っている。『「これを賣らねば、私自身もお客さんも飢ゑ死するぢやないですか……」「さうすれば柿一つ五十銭、六十銭で私たちが賣つてゐても暴利ではなくかうせねば私たちが飢ゑますよ……』』⁹⁾。このように当時は誰もが困窮を極めており、ヤミ市は必要悪と捉えている人々が大多数であったことが読み取れる。



図-13 1948(昭和22)年5月28日北國毎日新聞

1948(昭和23)年に入ると県内では5月にヤミ撲滅強調週間を開始させている(図-13). この前後の時期から市民の間でヤミが悪しき存在であるという認識が付き始めてきたと考えられる。



図-14 1948(昭和23)年 ヤミ市と市民に関する記事

県が警察や市民団体と連携してヤミ市撲滅運動を実施しヤミの徹底的排除を目指す一方で、ヤミ商品を買ひ求める人々も変わらずいたということがわかった(図-14).

これらのことから、GHQ や国、市などの公的権力を持つ組織はヤミ市を経済再建の障害として排除を試みていることに対し、市民は未だにヤミ市を必要としていたことがわかった。



図-15 1949(昭和24)年 露店商に関する記事



図-16 1949(昭和24)年 ヤミ市の今後についての記事



図-17 1950(昭和25)年6月14日北國新聞

1949(昭和24)年には金沢市で展開していたヤミ市及び露店を管理していた露店商組合を強制的に排除する動きが見られた(図-15, 16). 図-15の記事内には「縣では同指令にもとづき六月中に指令該当の懸下露店商組合にたいし知事命令で一せい解散を指示することになり」¹⁰⁾とあり、知事がある程度の公的権力を有していたことがわかった。また同記事内に「縣内露店の組織は縣榮商組合連合会(代表上久保守氏)のもとに支部機構として各露店商組合およびおまつり、夜店などに店を出す移動部があり、書く露店はそれぞれ単位組合を組織している」¹¹⁾と記載されている。このことにより、新天地商店街設立の責任者であった上久保氏が露店商組合をまとめている人物であったことが明らかになった。

露店の撤去理由として記事内では「露店に吹きつけた道路交通法の立退き旋風」¹²⁾とあることから法律上の問題であったと考えられる。並木町に展開していたヤミ市は1950(昭和25)年3月が立退きの期限に設定されており、記事が掲載された1949(昭和24)年9月17日時点では施設先の候補地の選定が難航している様子がうかがえる(図-16).

1950(昭和25)年の前年にはヤミ市は市民の生活から引き離されていき、戦後すぐに形成された彦三・昭和露店街が移設・撤去されるなどヤミ市はまちから姿を消えていった。新天地商店街はそういった時代の中で石川県議員であった上久保の指導の下、大和裏の裏古寺町で1950(昭和25)年6月14日に落成した(図-17).

ほとんどの書籍には並木町露店街が裏古寺町に露店を移設させ、新天地商店街を形成させたと記載がある。しかし、振興組合の方の話によると並木町は当時、浅野川の氾濫や露店街の撤去をされた時期にあり、行き場を失った並木町の多くの露店業者が店舗主を募集していたこの商店街に入ったということであるという。この地が選定された理由としては記事内に「香林坊に近く大和裏の

良好の地の利を占めました新天地」⁹⁾とあることから立地条件が良かったためであると推測できる。

これらのことから、本格的に姿を消すヤミ市に対し、その行く末を気にしていることがわかった。また、新天地商店街に対しては、新聞記事内でも広告での報告であったことから、主要ヤミ市と比較すると市民の関心は引いていなかったと推測できる。

以上、北國新聞の記事から当時の市民と公的機関にとってヤミ市がどういった存在であったのかを調査し、意識の変遷を捉えようと試みた。

終戦後間もなくヤミ市が形成された時期においては、公的機関・市民のどちらもその存在に期待し重宝していた。その後時代とともにGHQを中心とした公的機関がヤミ市の排除を進めていき、市民は物資が整ってきたことも起因し、その動きに追従する形で撲滅運動に協力を行なっていった。そして1949(昭和24)年にヤミ市は存在意義を失い、その姿を消していった。

新天地商店街が形成された時期はヤミ市が存在意義を失い、生まれ変わっていった時期に該当する。その後、飲食料理店を中心とした商店街は人気を集めていった。

4. まとめ

(1) 金沢におけるヤミ市に関する基礎データの提供

本研究では金沢に存在するヤミ市を起源とした商業空間の形成過程を調査・解明し、金沢のヤミ市を理解するための基礎データを提供すること、また整理され、得られたデータから今後のまちの在り方に一定の示唆を与える試みを行うことを目的として調査を進めてきた。

金沢に存在するヤミ市を起源とした商業空間の形成過程を調査・解明するため、ヤミ市の形成過程を年表にまとめ、地図や空中写真、公図や土地の登記情報、新聞記事や当時の様子を示す写真、聞き込み調査を用いることで、形成過程の概要・空間的形成過程・所有関係の変遷・意識の変遷を解明し、金沢におけるヤミ市への理解を深めるための基礎データの収集・整理を行った。

(2) まちの在り方

本研究で調査対象地と設定していた新天地商店街及び中央味食街の形成過程・管理方法には、いくつか差異があることが調査をしてわかった。

まずは、形成過程に違いが見られる。新天地商店街は、撤去される露店街の移転先として、県議会議員が責任者となり、計画が進められていった。その後、組合や法人、個人、さらには国までが形成に関わっている。それに対し、中央味食街の形成は1つの私企業が、一事業として行っており、個人と企業との関わり合いの中で形成されてきた。

続いて、管理形態にも違いが見られる。新天地商店街は、店舗は県議員から組合へ、組合から個人や法人へと所有権が移り管理を行なっているが街路に関しては国や市が今なお管理を行なっている。また地蔵尊や長屋形式の店舗をやっていた名残の裏口は複数人で所有し、管理している。中央味食街は前述した企業が一括で土地と建物を管理している。

運営方法として、新天地商店街は組合が中心となって、各店舗の店主と話し合いの中で活動している。また前述した新天地商店街振興組合の方の話によると、新天地商店街の店舗は当時、住宅付き店舗として売り出されており、住宅難の背景もあり人気が高く、長く住む人が多かった。そのため今の大家の多くは新天地商店街で生まれ育ったこともあり土地に愛着を持ち、自分たちが育った環境を残していきたいという想いが強いと言う。実際に2007(平成19)年には建物の耐震化工事に着手するなど一部市の協力は借りているが、自分たちで運営していくことのできる環境が整っていることがわかった。一方で中央味食街は企業に依存しており、デパートの1フロアを切り抜いたような運営方法が採られている。

このように新天地商店街・中央味食街はそれぞれ異なった経緯ではあるが、現在も姿を残し続けている。新天地商店街のような商店街組合主体で管理・運営を行っていくか、企業を主体として管理・運営を行っていくか、そのどちらについても正しいとは本研究においては明言できない。しかしながら、今後のまちの在り方を考察する際にある程度の示唆を与えることはできると考えている。

参考文献

- 1) 小林一郎,横丁と路地を歩く,柏書房, pp3-7,2014
- 2) 金沢市史編さん委員会編,市史年表金沢の百年(大正・昭和編),金沢市,1967
- 3) 中央味食街,昭和ロマンの屋台街金沢中央味食街,<http://mishokugai.com/concept/concept.html>,2016.11.17参照
- 4) 北國新聞社出版社編,石川の戦後 50 年,北國新聞社, p74,2009
- 5) 北國新聞社,“世相は悲し暴利か餓死か”,北國毎日新聞,1945.11.23,朝刊,p2
- 6) 前掲 5),“露店組合へ解散令 目下懸で各市場の実態を調査中”,朝刊,p2,1949.6.18
- 7) 前掲 6)
- 8) 前掲 5),“露店街はどうか? 三ツにわかれる四十軒はそのまま残留”,朝刊,p1,1950.6.14
- 9) 北國新聞社,“古寺町大和裏新天地商店街落成”,北國新聞,朝刊,p1,1950.6.14